

## 判決にむけた学習会のお知らせ

2月6日に審理終了となつた大津地裁での原発裁判は、12月25日に判決を迎えることになっています。判決に向けて弁護団では表の日程でマスコミ向けに学習会を行うこととしました。

学習会では、担当弁護士が、最終準備書面における原告主張の要点を被告の反論を紹介しながら説明します。

学習会はどなたでも参加できます。また、ズームを使ってリモート参加も可能なよう準備します。リモート参加を希望される場合は、9月29日までにメールにより次のアドレスまで申し込んでください。

[datsushiga@yahoo.co.jp](mailto:datsushiga@yahoo.co.jp)

なお、説明に対する質疑については、マスコミを優先することとし、一般の方からの質問については最後に時間をとってまとめて行う予定です。

### 担当弁護士による説明内容

時間	内容
13時～13時30分	判断枠組み（人格権侵害）
	判断枠組み（命をつなぐ権利）
	質疑
13時30分～13時50分	新規制基準の不合理性
	質疑
	耐震性問題
13時50分～14時50分	質疑
	休憩
	津波問題
15時05分～16時15分	火山問題
	老朽化問題
	質疑
16時15分～16時55分	避難問題（原子力災害指針含む）
	武力攻撃問題
	質疑
16時55分～17時25分	命をつなぐ権利の侵害
	質疑

日時：9月30日(火)13:00～

場所：滋賀弁護士会館4階大会議室

### 支える会総会

学習会終了後、18:00から同じ場所で支える会総会を行います。

総会の報告課題は、2024年度の活動のまとめと、12月25日の判決時の行動、高裁での取り組みなどです。